

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年9月17日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成20年4月22日 第782号

平成20年7月17日 変第177号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市右京区常盤東ノ町4番地の2（一部）、6番地の11（一部）、12番地の2、16番地、16番地の3、16番地の4、16番地の5（一部）、16番地の41、21番地の1、21番地の2、26番地の5及び26番地の9

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都府亀岡市西堅町61番地の1

株式会社マツモト

代表取締役 松本隆文

(都市計画局都市景観部開発指導課)